



水を考える

飲むことはもちろん、料理に洗濯、お風呂、トイレなど、私たちの生活を支える水。

水の大切さや理解を深めるため、8月1日が「水の日」として、8月1日から7日までが「水の週間」として定められています。

いつも何気なく使っている水ですが、この機会に、水の大切さを考えてみませんか？

問合せ先 水道部業務課管理営業係 ☎ 35-4708

開庁 140 年・市制施行 80 周年

2023 ふれあい水ひろば

日時 8月2日(水) 午前10時～午後3時

会場 いわみざわ健康ひろば バススペース (3西4 第2ポルタビル1階)

主な内容

- 水道水と市販の水の飲み比べ
- 水のおもしろ実験
- 給水タンク車からの給水体験
- みんなの汚泥を有効活用
- 水道、下水道、新桂沢ダムに関する展示
- ヨーヨーすくい

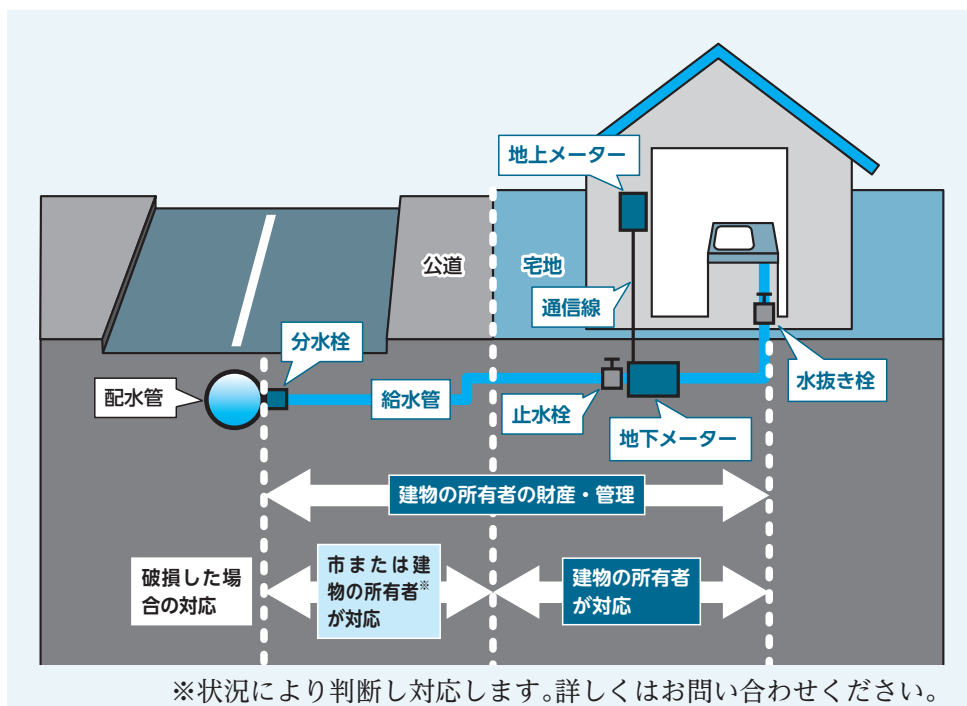
※内容は変更になる場合があります。



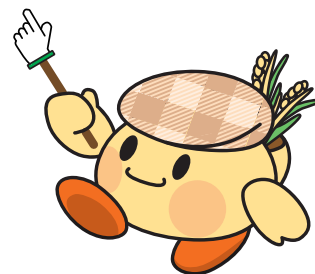
給水タンク車 comesよ！
触って、乗ってみよう！

給水装置の適正な管理を！

皆さんの家庭に、大事な水道水を届けるのが給水装置です



地上メーターと地下メーターおよび通信線は、市から貸し出している器具です（一部個人所有のものもあります）紛失または破損した場合は、修理費用を負担していただきます（経年劣化によるものは除きます）



Q 家の敷地から水が湧き出ています。市で直してくれますか？

A 上の図で「建物の所有者の財産・管理」の範囲にあるものは、建物の所有者（使用者）が設置・管理するものです。市指定の水道工事業者に修理を依頼してください。修理費用は、皆さんの負担となります

Q 漏水によって発生した水道料金はどうなりますか？減免や免除の制度はありますか？

A 地中や床下などの見えない部分で給水装置が破損していた場合は、推定漏水量の一部を減額できることがあります。ただし、市指定水道工事業者に修理を依頼した場合に限ります